

埼玉のくらしと社会保障

2020年6月1日発行 第290号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

「新型コロナ」

感染拡大が教えたもの

埼玉社保協会 会長 柴田泰彦

5月25日に緊急事態宣言が解除され、一定の終息を迎えました。しかし北九州などで、クラスターが発生しているとの報道もあり予断を許しませんが、ここでは中間的に埼玉県の状況を振り返っておきます。

県発表の5月31日現在の状況です。陽性判明者数は累積で1,003人。入院中が59人(内重症5人) 宿泊療養5人、自宅療養3人、退院・療養終了888人、死亡48人となっています。県が確保した医療機関のベッド数や、隔離施設としての借り上げホテルなども、現時点では十分なキャパが確保できています。

検査の実施数は自治体検査7,503件、民間検査機関13,232件、合計20,735件となっています。そのうち陽性者数は1,009人です。

私たちの(民主団体だけということだけでなく)、とりわけ地域からの様々な情報提供や、要求運動で市町村や大野知事を後押しし、埼玉県の到達を作ったのだと思います。前号で私は「新自由主義政治30年の大きな代償」と指摘しました。私はこれが最大の教訓だと思います。ここではそのことに深入りしませんが、しかしコロナとの戦いを通じて、医療・社会保障切り捨て路線と決別する、地域の中小零細商工業者への支援、医療機関・公的サービス等に十分税金を使い、公的機能を充実させることが、破壊されてきた地域経済を再生させる道であり、「失われた30年」を取り戻す、「政治」の任務でしょう。



今年の自治体キャラバンは、懇談無しということになりましたが、地域社協が日常的に住民や地域の自営業者、自治体等とつながりを持ち、その地域に不可欠の運動体になっていきましょう。コロナ感染拡大との戦いを通じて、地域から創意工夫を凝らした取組を展開しましょう。

国会行動埼玉デー 約1ヶ月半ぶりに再開 医療危機の現場に財政支援を



5月27日、県民要求実現埼玉大運動実行委員会は「国会行動・埼玉デー」を約1ヶ月半ぶりに再開しました。今回は、埼労連、新婦人、埼玉土建、埼商連、埼玉生連、憲法会議、平和委員会、医療生協・民医連の8団体から参加しましたが、主に各団体の本部関係者に参加対象を絞ったので人数は18人でした。

開会あいさつを行った代表委員の埼労連・伊藤稔議長は、「久しぶりに集まることができ、みなさんの顔を見てホッとした」と述べられましたが、「私たちの活動の元気の源は何よりも集うことにある」と改めて実感しました。

集会では、日本共産党の塩川鉄也衆議院議員より国会情勢を報告していただき、各団体の活動報告でコロナ禍での取り組みについて交流しました。私は、4月の決算結果で明らかになった医療・介護分野の危機的な経営実態について紹介させていただき、公的な支援が緊急に必要なことを訴えました。また、衛生材料不足が深刻になった4月中旬、医療用ガウンの代替品に認められた「ビニール製レインコート」の提供を県民大運動の加盟団体のみなさんに募り、2週間余りで約800着を寄付していただいたお礼を述べることもできました。医療・介護の現場を応援していただき、本当に有難うございました。

埼玉関連の衆参両議員への要請は、県民大運動の「統一要望書」で行いました。私は、埼玉土建と埼玉生連の方と一緒に4人の事務所を訪問しました。第1番目の項目に「医療機関や介護施設に前年度実績にもとづく報酬の概算払いを行うこと」を入れていただいたので、秘書ばかりでしたが「医療崩壊が経営問題から起こりつつある」と、強く公的助成の実現を求めることができました。

(医療生協さいたま・埼玉民医連 保土田 毅)

新型コロナ 国保への緊急支援を

県国保医療課と懇談



5月20日、埼玉社保協国保部会が中心となって埼玉県国保医療課との懇談を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大の防止と休業などの影響を緩和する目的とする国保に関する厚労省からの3つの通知【①資格証明書、②傷病手当金、③国保税減免】について県からの説明と質疑応答が行われました。

(1)「資格証明書」 コロナ感染(又は疑い)の場合に医療機関での療養は、「短期保険証」の被保険者として取扱いすることを国が2月28日に通知しています。県の説明では、市町村の状況が把握されていませんでした。資格証明書が発行されている保険者への全員短期保険証を発行するよう要望しました。

(2)「傷病手当金」 社会保険で制度化されていた制度ですが、国保では初めてとなる画期的な給付のしくみとなります。ただし期限は1月1日から9月30日に療養が開始された場合で最長1年6月までとなります。また、対象となる方は給与を得ている被用者に限定しています。事業主やフリーターなどの方を対象にすることも可能ではありますが、その分の給付した額は、国は補助しません。市町村が全額負担することになります。県も財源の補助を行って対象の拡大するよう要請しました。

3月10日に国から通知がだされ4月30日に成立した国の補正予算成立とともに、5月1日以降埼玉県内の市町村でもホームページで制度の周知が開始されています。

コロナ感染又は疑いで療養し、連続して休業した場合に最初の3日間を除き4日目以降について、1日につき給与の6割が傷病手当金として給付されます。本人の申請の他、病院や給与を支払う事業所の署名が必要です。申請書などがホームページに掲載されています。質疑で、①青色、白色申告の「専従者」は対象となる、と回答。②シルバー人材センターの方の場合は、被用者ではないので対象外となる。③厚労省のQ&Aなどを利用し、丁寧に対応していく、との回答がありました。

県の説明では繰り返し「実施は市町村の判断よる」事

を強調していました。このことから、参加者からは①県も独自に助成するなど、速やかに実施できるようにする事や県独自に財政支援することが必要ではないか、②市町村に対しては、キャラバンの要望書に反映して要望していくこと、などを国保部会では確認しました。

社会保障の分野では、「税の給付と負担の公平性」を論拠に、国保では法定外繰入解消や「赤字解消計画の実施」を市町村に迫っています。結果として毎年のように国保税が値上げされています。しかし、税負担の場合だけ「公平性」論が言われ、対象を限定する傷病手当金では不公平な制度化には、当然視する行政のあり方は改善されなければなりません。地域での取り組みも重要となっています。

(3)「国保税減免」

厚労省は4月8日付けで「新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について」を全国の県と市町村へ通知しました。その後も5月1日と5月11日に基準や「Q&A」を通知しています。

これを受けて、埼玉県内の市町村では、具体的にどのように実施していくのか県から説明がありました。説明では、①現行の条例等のままで直ちに実施は可能と考えられる。②減免の対象期間は2月1日から来年3月31日まで。減免額は「全額免除」「8割軽減」「6割軽減」「4割軽減」「2割軽減」があり、それぞれの収入減少の条件がある。③申請は1回だけでよい。④後期高齢者医療や介護保険でも、同様の趣旨の減免は行われる、などでした。

今後は、市町村ごとに必要な場合は条例など法令整備を行い、市民への広報も速やかに、分かりやすく実施されることが求められます。

《 制度の紹介 》

【コロナ感染に係わる国民健康保険資格証明書】

資格証明書を交付されている場合でも、医療機関の帰国者・接触者外来を受診するとき、及び当該外来が発行する処方せんを保険薬局へ提出するときは、被保険者資格証明書を提示すると、被保険者証を提示した場合と同様の窓口負担割合で受診することができます。これは、厚労省から通知が出されているものです。

■詳しくは、各市町村の国保課へお問い合わせください。

【国民健康保険での傷病手当金の支給制度創設】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の被用者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合、傷病手当金が支給されることになりました。

●対象者/勤め先から給与等の支払いを受けていること。個人事業主等の方を対象とするかどうかは市町村の判断となっていますので、注意が必要です。(次ページへつづく)

- 支給の日数就労ができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数
- 支給額の計算1日当たりの支給額※×支給対象となる日＝傷病手当金の支給総額
- ※1日当たりの支給額＝直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×2/3
- 申請方法など詳しくは、市町村国保課へお問い合わせください。

【収入が減少した世帯の国保税減免】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した次の世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度がはじまります。①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯、②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯が対象とされています。
- 厚労省の通知では、「全額免除」「8割軽減」「6割軽減」「4割軽減」「2割軽減」の軽減が収入減少の条件により実施されます。
- また、市町村税等の徴収についても、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税等の徴収の猶予も実施されます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- 申請方法など詳しくは、市町村国保課等へお問い合わせください。

(2) 4方式の自治体では、5自治体が均等割引き下げを実施

- 4方式を実施している22自治体中、5自治体が均等割りを引き上げ、資産割、平等割を引き下げています。
- (3) 15自治体が値上げ 寄居町が大幅値上げ「4人世帯で年13万8400円」も値上げに

2020年度で保険税が引き上げたのは15自治体となり、蕨市、寄居町で大幅な引き上げとなっています。寄居町では4人世帯(所得200万円)で年額97,200円の引き上げになり、同じく4人世帯(所得300万円)で年額138,400円の引き上げになります。2年連続で引き上げた自治体は、新座市、富士見市、さいたま市の3自治体です。

(4) 滞納世帯が増加

- 滞納世帯数は5,537世帯と増加し、滞納世帯比率が19.0%(昨年18.4%)になっています。28自治体で滞納割合の増加があり、特に蕨市が21.0%から35.1%と14.1ポイント増加しており保険税の引上げが影響していると思われます。さいたま市の保険税は据置きでしたが14.7%から20.5%と5.8ポイント(8872人)も増加しています。
- 37自治体では滞納世帯が減少している事も特徴です。特に戸田市24.9%→19.1%と5.8ポイント下がり、朝霞市、志木市、新座市、富士見市で減少しています
- また、所得別階層の滞納割合は、所得100万円未満が54.6%と半数以上を超えています。
- (埼玉土建一般労働組合 段 和志)

自治体要請キャラバン

アンケートの結果と特徴

今年も4月1日時点の加入数などについてアンケートを行い、集計しました。前年との比較などについて、まとめましたので一部ご紹介します。

国民健康保険

国保に関するアンケートの結果の特徴を報告します。国保に加入している県民の割合は21.3%(昨年23.3%、一昨年24%)で、割合は年々下がっています。国保加入世帯数は深谷市を除き減少し、昨年より20,764世帯減少し3年間で95,368世帯も減少しました。今後も、団塊の世代が後期高齢者制度に移行していくので減少傾向は続くと思われます。以下、特徴点です。

(1) 「2方式」が2自治体増え、41自治体に

2020年度に保険税率の算出方法を4方式から2方式に変更したのは、富士見市、行田市の2自治体、合計で41自治体となりました。これは県国保運営方針が掲げる「保険税率の統一」の方針に沿った動きで、そのためには2方式に揃える必要があるのです。



(2019年キャラバン・さいたま市)

障害者福祉

今回の市町村キャラバンアンケートでは、暮らしの場、市町村障害者雇用率、福祉タクシーの3つの柱で行ないました。

暮らしの場では、生まれ育った地域で、生活が継続できるのかを入所施設・グループホームで回答を求めました。入所施設では、6千人が利用していますが、そのうち、約6%が県外を利用しています。福祉圏域外を合わせると、約6割になります。依然高い率で、福祉圏外での生活になっています。グループホームで約5千人が利用しています。そのうち34%が福祉圏外で生活しています。県外が300人を越えます。不足の中で、国や県での補助では不十分の中で、施設整備、運営費、上乗せ補助など独自補助を行っているかの問いには、約三分の一が取り組んでいます。国や県での補助を要望すると同時に、市町村での補助も運動として、取り組んでいくこ

とが大事です。グループホームでの設置主体を聞きました。社会福祉法人、NPO法人が順番で、双方で55%ですが、以前調査したもの比べて、企業が10%から17%に増えているのが目立ちます。重度者の受け入れがどれだけ進むのか不安があります。

雇用率ですが、昨年に続いての回答で、若干ですが、知的障害・精神障害の雇用を自治体で進んでいるところがあります。しかし、2.5%の法定雇用率に約4割が未達成です。4割を越えているところもある中で、1%台のところもあり、格差が見受けられます。

福祉タクシーですが、初乗り料金の改定で、金額的には、過不足ありますが、枚数を増やしています。たとえば、740円の時と比較して、24枚のところは34枚になったら、760円のマイナスで、36枚になると240円のプラスになる等、63市町村でばらつきがでています。もともと枚数が少ないのに、枚数が増えない所もあります。今まで、2キロだった所が、1キロちよつとなので、一枚の利用距離が短いので、自己負担が結果的に増えていることになっています。

重度医療の所得制限では、8つあった未実施が、1市は実施に転じて、1市は未回答になっています。

(障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会 若山 孝之)



(2019年キャラバン・蓮田市)

介護保険制度

- (1) 介護保険の被保険者数(1号被保険者)は一部精査中ですが、前回は101.9%の増加率でしたが、今回も同様の水準で増加しています。
- (2) 1号被保険者の要介護認定者は、昨年より1万823人増加しており、介護を必要とする高齢者が増えていることとなります。今後、注視していく必要があります。6和光市が10.8(昨年度9.7)と35鳩山町10.8(昨年度10.8)の認定率で一番低くなっています。一番高いのは、59秩父市の18.5(昨年度18.3)で高齢者の5人にひとり近くが介護保険の認定者となっています。なお、和光市は前年より187人認定者が増え、認定率が10.8%と1割を超えました。
- (3) 現在介護保険料は第7期(2018年4月から2021

年3月まで)で、来年度が第8期の改定となります。65歳以上の高齢者の介護保険料の全国平均は、月額5869円ですが、埼玉県は月額5058円で、最高額は東秩父村6950円、最低額は鳩山町4000円です。保険料段階は9段階から17段階に設定されています。



(4) 来年度の改定に向けて、高齢者の生活実態調査などが行われ、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの計画見直しの議論が進んでいます。コロナ禍で、介護保

険制度利用が抑制されていることや、消費税増税・生活困窮世帯が増えていることも含め、保険料の引き下げが必要です。

- (5) 介護保険の利用料負担の割合が、この間の制度改悪によって所得等により「1割」「2割」「3割」負担が導入されました。アンケートによって、「1割」負担の方が全体の90%の26万8417人でした。「2割」負担の方が1万6713人(5.6%)「3割」負担の方が1万3037人(4.4%)でした。
- (6) 滞納者は前年より3,852人減少しています。条例等による保険料減免の申請は1,811人で2倍以上増加し、実施が1,802人3624万1334円減免されました。
- (7) 利用料の減免の申請も増加し、12万1212人で9億6662万4958円の減免が実施されました。

(埼玉県労働組合連合会 舟橋初恵)

川口社保協 コロナ災害をのりこえよう

川口こまりごと相談会

川口社保協が主催して弁護士や医療、労働組合などの専門家による相談会を開催します。コロナ感染が、健康や暮らしに大きな影響を与えています。一人で悩まず、ご相談ください。

期日 6月13日(土)10時から12時

電話相談受付【7月4日も予定】

★048-264-7700 教育・子育て、他

★048-264-7701 営業を守る

★048-264-7702 医療・介護・健康

★048-264-7703 生活・雇用